



平成 29 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 川 本 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 川 本 武
上 場 取 引 所 東 証 第 2 部 (3 6 0 4)
本 社 所 在 地 大 阪 市 中 央 区 谷 町 2 丁 目 6 番 4 号
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 本 部 長 水 上 博 司
T E L (0 6) 6 9 4 3 - 8 9 5 1

「内部統制システム構築の基本方針」一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 27 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改訂を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改訂箇所は下線で示しております。

記

- 1 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制
取締役は、常に法令及び定款遵守を念頭において行動し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令および定款違反行為を未然に防止する。また、他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会および取締役会に報告することとする。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかわる情報については、「取締役会規程」に基づき議事の経過の要領及びその結果として議事録に記載または記録し、所定の手続きを経た上で、当会社本社に 10 年間備え置くものとする。また、その他の重要な事項は、「文書管理規程」に基づき保管および管理するものとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社の経営方針において、コンプライアンスを重視しており、常に適法性・効率性を念頭に置き、リスクの抽出および管理体制の強化に努め、財務・法令・情報管理（個人情報保護を含む）関連のリスクは管理本部、製品に関するリスク情報は品質保証室など、それぞれの責任担当部門で情報の集約を行い、重要事項については、代表取締役に報告を行うとともに、取締役会で対応の協議を行ない、必要に応じ顧問弁護士を含む外部のアドバイスを得た上で、迅速で正確な対応に努めるものとする。
 - (2) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行ない、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
 - (3) 今後、更に潜在的な経営リスクの洗い出しを行ない、緊急性・重要度を測定の上で、対応策の協議を行ない、一層のリスク管理体制の強化に努めるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 本体制の基礎として、経営方針および経営戦略に関わる重要事項について、審議を経て執行決定を行う機関として取締役会を開催する。月1回の定時開催に加えて、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規定」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部監査部門として執行部から独立した内部監査室を置き、業務監査と共にコンプライアンスに関する監査を行ない、使用人の法令および定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会および代表取締役に報告することとする。
- (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、総務部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、「内部通報制度運用規程」に基づきその運用を行うこととする。
- (4) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6 取締役及び使用人が監査等委員会に報告する体制その他監査等委員会への報告に関する体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- (3) 前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いをすることを禁じる。

7 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

8 監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査等委員会の職務を遂行する上で補助すべき使用人が必要な場合は、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行ない、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- (2) 監査等委員会補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める「内部統制報告書」の提出のため、有効かつ適切な内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保するものとする。

以 上